

月報私学

3
2022
VOL.291



2020年4月、「愛知医療学院短期大学附属ゆうあいこども園」を開園いたしました。本園の特色は、「愛知医療学院短期大学」、「ゆうあいデイケアセンター」、小児の診療科目も有する「ゆうあいリハビリクリニック」との連携です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに成長し、「生きる力」を培う教育・保育を実践します。

写真提供 学校法人佑愛学園 愛知医療学院短期大学附属ゆうあいこども園（愛知県清須市）

CONTENTS

● 令和4年度 私学関係予算(案)の概要等	2
● 令和3年度 私学スタッフセミナーの報告	6
● 令和3年度 私学リーダーズセミナーの報告	7
● 令和4年度の掛金等の率	8
● 特定健康診査の結果データの提出期限と特定保健指導の利用のお願い	9
● 採用時の手続き	10
● 年金の時効に注意しましょう／無効の加入者証等の回収と返納のお願い／ 日本年金機構が発行する年金手帳の廃止	12
● 共済定期保険前期募集のご案内(学校加入コース)／ガーデンパレス共済業務課のご案内	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内／ 国税庁からの「消費税の適格請求書保存方式(インボイス制度)」のお知らせ	16

令和4年度 私学関係予算(案)の概要等

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

令和4年度政府予算(案)は、令和3年12月24日に閣議決定されました。

このうち、私学助成関係予算(案)、幼児教育関係予算(案)(私立幼稚園に関する主な予算)、専修学校関係予算(案)についての概要を説明します。

私立大学等経常費補助

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校等の教育又は研究にかかる経常的経費について補助するものです。

令和4年度予算(案)において、一般補助については、私立大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援するとともに、アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進することとして、2766億円を計上しています。

特別補助では、人口減少・少子高齢化の影響や社会経済のグローバル化を背景に、「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む私立大学等を重点的に支援するため、209億円を計

上しています。

主な内容として、「私立大学等改革総合支援事業」については、特色ある教育研究の推進や、高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進等、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援することとして、112億円を計上しています。

大学院等の機能高度化の支援については、基礎研究を中心とする研究力強化や若手・女性研究者の支援等に119億円、私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実については、AI戦略等を踏まえ、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを修得することが可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、取組の普及支援に7億円を計上しています。

これらを含めた私立大学等経常費補助の総額は、2975億円となっております。

私立大学等の改革の推進等

～私立学校の特色強化・改革の加速化に対する支援～

令和4年度予算額(案)
(前年度予算額)

4,100億円
4,085億円



令和3年度補正予算額

93億円

私立大学等経常費補助 2,975億円(前年同額)

(1) 一般補助 2,766億円(+10億円)

大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援

- アウトカム指標を含む教育の質に係る客観的指標を通じたメリハリある資金配分により、教育の質の向上を促進

(2) 特別補助 209億円(▲10億円)

「Society5.0」の実現や地方創生の推進等、我が国が取り組む課題を踏まえ、自らの特色を活かして改革に取り組む大学等を重点的に支援

- 私立大学等改革総合支援事業 112億円(+2億円)
特色ある教育研究の推進や高度研究を実現する体制・環境の構築、地域社会への貢献、社会課題を解決する研究開発・社会実装の推進など、自らの特色・強みを活かした改革に全学的・組織的に取り組む大学等を支援
- 大学院等の機能高度化への支援 119億円(+1億円)
基礎研究を中心とする研究力強化等、大学院等の機能高度化を支援
- 私立大学等における数理・データサイエンス・AI教育の充実 7億円(前年同額)
AI戦略等を踏まえ、文理を問わず全ての学生が一定の数理・データサイエンス・AIを習得することが可能となるよう、モデルカリキュラムの策定や教材等の開発、取組の普及展開を支援

※新型コロナウイルス感染症への対応についても支援

私立高等学校等経常費助成費等補助 1,026億円(+15億円)

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

(1) 一般補助 859億円(+8億円)

都道府県による私立高等学校等の経常的経費への助成を支援

- 幼児児童生徒1人当たり単価の増額
- 幼稚園教諭の人材確保支援

(2) 特別補助 136億円(+6億円)

建学の精神等を踏まえた各私立高等学校等の特色ある取組を推進するため、都道府県による助成を支援

- 個別最適な学びを目指した学習環境の整備や、外部人材を配置する学校への支援
- 特別な支援が必要な幼児の受入れに係る支援や、保護者のニーズを踏まえた多様な預かり保育を実施する幼稚園に対する支援
- 家計急変世帯への支援等、経済的理由で児童生徒が修学を断念することのないよう、授業料減免により支援

(3) 特定教育方法支援事業 31億円(+2億円)

- 特別支援学校等の教育の推進に必要な経費を支援

私立学校施設・設備の整備の推進 99億円(▲1億円)

令和3年度補正予算額

93億円

(1) 耐震化等の促進 45億円(▲3億円) [51億円]

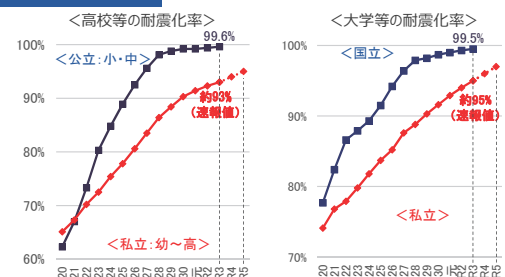
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の2年目として、校舎等の耐震改築・補強事業や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援

(2) 教育・研究装置等の整備 54億円(+3億円) [41億円]

- 私立大学等の施設環境改善整備費 8億円(前年同額)
安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的施設等の整備を支援
- 私立大学等の装置・設備費 33億円(+3億円)
私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要となる設備・装置の整備を支援
- 私立高等学校等ICT教育設備整備費 13億円(+1億円)
個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境整備を支援

注：他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額) 570億円(うち財政融資資金 221億円)

[]は令和3年度補正予算額



出典：私立学校耐震改修状況調査(20年以降は各法人の耐震化計画及び「整備実績を踏まえた推計値」)

速報値：現時点において調査中であるなど、一部に昨年度の耐震化率を含む集計中の値であり今後変動する可能性あり

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

私立高等学校等経常費助成費等補助

私立高等学校等経常費助成費補助は、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

主な内容として、一般補助の幼児児童生徒一人当たり単価を増額するとともに、特別補助では、ICT教育環境の整備や児童生徒等の安全確保の推進等に取り組む学校への支援、特別な支援が必要な幼児の受け入れを行う幼稚園への支援や預かり保育を実施する幼稚園に対する支援を引き続き実施します。さらに、家計急変等の経済的理由で児童生徒が修学を断念することがないよう、授業料減免による支援を計上しています。

この他、過疎高等学校特別経費や国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助する特定教育方法支援事業について、必要な経費を引き続き計上しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費助成費等補助の総額は、1026億円となっています。

私立学校施設・設備の整備の推進

私立学校施設・設備整備費補助は、建学の精神や特色を活かした質の高い教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を支援するものです。

主な内容として、私立学校施設の早期の耐震化完了に向けて、耐震改築及び耐震補強や非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援するために45億円、各学校の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的

ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要なとなる装置・設備の整備への支援に33億円を計上しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立学校が行う耐震改築・改修事業や私立大学附属病院の建て替え整備事業に対して利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助について、7億円を計上しています。

この他、私立高等学校等におけるICT環境

私立学校施設・設備の整備の推進の概要

令和4年度予算額(案)	99億円
(前年度予算額)	100億円
令和3年度補正予算額	93億円



1. 耐震化等の促進	45億円 (48億円)	令和3年度補正予算額	51億円
○学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援 ・耐震改築（建替え）事業 23億円 ・耐震補強事業 18億円 ・その他耐震対策事業 3億円 （耐震化未完了の建物が大規模地震で甚大な被害を受けた例）			
2. 教育・研究装置等の整備	54億円 (52億円)	令和3年度補正予算額	41億円
○安全・安心な生活空間の確保及び各学校の個性・特色を生かした教育研究の質の向上のための装置・設備の整備を支援 ・感染症対策を含む安全・安心な生活空間及び学修機会確保に必要な基盤的設備等の整備を支援〔私立学校施設環境改善整備 8億円〕 ・私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤や、社会的ニーズ及び分野横断領域に対応した人材育成に必要な装置・設備の整備を支援〔私立大学等教育研究装置・設備 33億円〕 ・個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援〔私立高等学校等ICT教育設備 13億円〕			
【空調・換気設備を備えた教室】 新型コロナウイルス感染症対策として、空調・換気設備を整備 【光電子分光装置】 元素の同時分析や化学状態の把握が可能となり、新たな先端材料の研究開発を実現 【コンピュータ室】 高等学校等のICT環境整備			

○他に、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業（貸付見込額） 570億円〔うち財政融資資金 221億円〕

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

の整備に対する支援として、13億円を計上し、これらを含めた私立学校施設・整備費の総額は99億円となっています。

日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業等

日本私立学校振興・共済事業団の令和4年度貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎や私立大学附属病院の建て替え等の施設・設備の整備事業、災害復旧事業等に対する資金の貸付として570億円を計画しており、その財源の一部として財政融資資金221億円を計上しています。また、共済業務に係る事業費補助金及び事務費等補助金としては、1407億円を計上しています。

令和3年度補正予算

令和3年12月20日、令和3年度補正予算が成立しました。

文部科学省においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動及び防災・減災、国土強靱化の推進、安全・安心の確保等、早急に実施すべき事業を計上しています。

私立学校関係については、耐震化を含む防災機能強化事業や、学校施設の衛生環境を改善し、感染症の拡大を防止するための空調・換気設備及び校内LANの整備事業、私立大学等の教育・研究用の装置・設備の整備に必要な予算として93億円（私立高等学校等におけるICT環境の整備を含む）を計上しております。

幼児教育関係予算（案）

学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、施設類型や地域、家庭の環境を問わず、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障するため、令和4年度幼児教育関係予算（案）において、「幼児教育スタートプラン」の具体化を強力に推し進めます。

●「幼保小の架け橋プログラム」の開発・推進

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育むため、モデル地域における検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」の開発・改善を行います。また、幼児教育の好事例等（データ）を収集・蓄積して活用し、小学校や家庭とも共有するための調査研究事業を行い、「幼児教育スタートプラン」の実効性を高めていきます。

さらに、質の高い幼児教育・保育の実践の根幹となる人材確保・キャリアアップの取組を推進するとともに、諸課題に対応した指導方法等の充実を図る「幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業」を実施するほか、幼稚園教育要領の正しい理解の下で適切な教育課程が編成・実践されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行うとともに、OECDが行う調査に

参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた重要な基礎情報を収集します。

これらの取組のため、令和4年度予算（案）において5億円を計上しています。

●幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

公私・施設類型を問わず質の高い幼児教育を実現するためには、地域における保育者の専門性の向上と教育課題に的確に対応するための人的体制の充実を図ることが重要です。幼児教育アドバイザーの配置等により、域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、幼児教育推進体制の活用支援を強化していきます。この取組のため、令和4年度予算（案）において3億円を計上しています。

●意欲ある施設の幼児教育の質を支える

喫緊の課題に直面する施設を支援することも重要です。幼稚園におけるICT環境整備や感染症対策を支援するほか、私立幼稚園の耐震化や預かり保育への対応のための改修、認定こども園に移行するための施設の増改築、感染症予防の観点からの衛生環境の改善のための改修等を支援するため、令和4年度予算（案）において43億円、令和3年度補正予算において226億円を計上しています。

幼児教育スタートプランの実現

令和4年度予算額(案)
(前年度予算額)

50億円
48億円)

令和3年度補正予算額

226億円



学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、施設類型や地域、家庭の環境を問わず、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」の具体化を強力に推し進める。

1 「幼保小の架け橋プログラム」の開発・推進

5億円（2億円）

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、**全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、モデル地域における検証等を通じた開発・改善**を行う。また、**幼児教育人材の確保・資質能力の向上やデータの蓄積・活用**を行い、幼保小の架け橋プログラムの推進の基盤を整備する。

- | | | |
|----------------------------|--------------|---|
| ■ 幼保小の架け橋プログラム事業 | 1.8億円（新規） | |
| ■ 幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業 | 0.5億円（0.6億円） | |
| ■ 幼児教育の理解・発展推進事業 | 0.3億円（0.2億円） | |
| ■ 幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業 | 1.3億円（1.2億円） | |
| ■ 幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究 | 0.6億円（新規） | 等 |



2 幼児教育の質の向上を支える自治体への支援

3億円（2億円）

地域全体の幼児教育の質の向上を図るため、**幼児教育アドバイザーの配置**等により、地域の幼児教育に関する課題に的確に対応する自治体の**幼児教育推進体制の活用支援を強化**する。

- 幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業

3 意欲ある施設の幼児教育の質を支える

43億円（44億円）

新型コロナ対策、ICT環境整備、施設整備など、それぞれの園における**日々の教育実践に必要な取組を支援**する。

- | | | |
|------------------|------------|--------------------|
| ■ 教育支援体制整備事業費交付金 | 13億円（14億円） | 〔令和3年度補正予算額 73億円〕 |
| ■ 私立幼稚園施設整備費 | 5億円（5億円） | 〔令和3年度補正予算額 13億円〕 |
| ■ 認定こども園施設整備交付金 | 25億円（25億円） | 〔令和3年度補正予算額 140億円〕 |

専修学校関係予算(案)

令和4年度の専修学校関係予算(案)

では、①専修学校教育の振興に資する取組、②専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組、③専修学校への修学支援に資する取組の三つを柱として、多様な振興策に要する経費を計上しています。

①専修学校教育の振興に資する取組については、「専修学校における先端技術活用実証研究」を拡充し、特に新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や新たな危機に備え、対面授業が実施できない環境においても、専修学校教育における実践的な遠隔教育を実施するためのモデルを構築するなど専修学校教育における職業人材の養成機能を強化・充実していきます。

「専修学校留学生の学びの支援推進事業」においては、留学生が渡日できない状況にあっても、母国で学びを開始できる環境整備から来日後の残りの学修や就職支援までをトータルパッケージで支援する仕組みの構築を図っていきます。

「専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト」においては、「人生100年時代」にふさわしい多様なリカレント教育の充実に向けて、就職氷河期世代の非正規雇用者等のキャリアアップを目的とした、産官学連携による学び直し合同講座の開発・実証を行

います。

また、令和3年度補正予算において措置された経費である、「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた就業者、失業者等に対して、大学・専門学校等を拠点として、受講者のキャリアアップを図り、就職・転職に繋げるためのプログラムを提供することとしています。2事業を通じて専修学校のリカレント教育機能の強化に向けて引き続き取り組みます。

「専修学校による地域産業中核的人材養成事業」においては、新たに、デジタル人材養成・確保に向け、専修学校において効率的にデジタルスキル等を学ぶため、各業界・分野において、産学官が連携して必要な技能や知識を明らかにしたうえで、効率的にそれらを生徒が身に付けられるようなモデルプログラムの構築を行います。また、社会的ニーズに応じた専門的職業人材を育成するため、専門学校と高等学校、教育委員会等の行政及び企業が協働で高・専一貫の教育プログラムを開発するモデルの構築や、高等専修学校の学びのセーフティネット機能の充実強化に引き続き取り組みます。

「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」においては、職業実践専門課程による取組の更なる質向上に向けた先進モデルの開発

や、教職員の資質能力向上の推進に向けた自主的・持続的な研修実施の体制づくり及び研修プログラムの開発、教員マネジメント強化のための実証研究及び普及の推進等、専修学校全体の質保証・向上に向けた多様な取組の推進に係る経費を計上しています。

「専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業」においては、効果的な情報集約・情報発信の在り方について検討・検証を行い、引き続き専修学校の魅力の効率的な広報・発信を実施することとしています。

②専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組については、各専門学校が授業を継続していくために必要となる対策に係る経費を補助するための経費、学校施設や非構造部材の耐震化

工事、教育装置や情報処理関係設備の整備、エコ改修工事等の専修学校の教育基盤の整備に必要な経費の一部を補助するための予算を計上しています。

③専修学校への修学支援に資する取組については、真に支援が必要な低所得者世帯の子ども達に対する修学に係る経済的負担の軽減の実施に必要な経費を引き続き計上しています。また、「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を昨年度に引き続き計上し、意欲と能力のある専門学校生が新型コロナウイルス感染症の影響も含めた経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を引き続き実施することとしています。

令和4年度 専修学校関係予算案

()は前年度予算額

専修学校教育の振興に資する取組 21億円 (20億円)

- 人材養成機能の向上
 - ★専修学校における先端技術活用実証研究 6.9億円 (6.2億円)
産学が連携し、実践的な職業教育を支える実習授業等においてVR・AR等の先端技術の活用方策について実証・研究するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響下等、遠隔教育をソフト面から支えるモデルを開発し、新たな教育手法の普及促進を図る。
 - ★専修学校による地域産業中核的人材養成事業 9.8億円 (7.3億円)
中長期的に必要な専門的職業人材の養成に係る新たな教育モデルの構築等を進めるとともに、地域特性に応じた職業人材養成モデルの開発を行う。
〔専修学校と産学団体等との連携によるDX人材養成プログラム〕・専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証・学びのセーフティネット機能の充実強化(高等専修学校の機能高度化)
 - ★専修学校留学生の学びの支援推進事業 1.7億円 (1.7億円)
新型コロナウイルス感染症の影響下で留学生が渡日できない状況にあっても、質の高い学びを履修・継続可能な専修学校留学生の総合的受入れモデルの構築。
 - ★専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト 0.8億円 (2.7億円)
「人生100年時代」にふさわしい多様なリカレント教育機会の充実を図るため、教育内容、教育手法、学校運営といった多面的な視点で、就職氷河期世代を含めた社会人向けリカレント教育を専修学校教育において総合的に推進する。
- ＜関連予算：令和3年度補正予算＞
 - ★DX等成長分野を中心とした就職・転職のためのリカレント教育推進事業 15.5億円の内数
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、就業者・失業者・非正規雇用労働者、希望する就職ができない若者に対して、大学・専門学校を拠点とし、就職・転職につながるプログラムを提供し、受講生のキャリアアップを図る。
- 質保証・向上
 - ★職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 1.4億円 (1.4億円)
専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組や教育マネジメントの強化の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。
 - ★専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業 0.4億円 (0.4億円)
専門学校や高等専修学校が担う職業教育等の魅力発信力を強化するため、効果的な情報発信の在り方について検討・検証を行う。

専修学校の教育体制及び施設整備等に関する取組 5億円 (5億円)

- ★私立学校施設整備費補助金 3億円 (3億円)
教育施設、学校施設等の制度性、アスベスト対策に係る経費のほか、太陽光発電の導入等の工改修等の学校環境改善に係る経費を補助。
※このほか令和3年度補正予算として、私立学校施設整備費補助金(3億円)。
- ★私立大学等研究設備整備費等補助金 2億円 (2億円)
新型コロナウイルス感染症等対策を講じながら、授業を実施する際に必要な情報処理関係設備の整備に係る経費を補助。

専修学校への修学支援に資する取組 293億円 (277億円)

- ★高等教育(私立専門学校)の修学支援の着実な実施(内閣府計上)等 293億円 (277億円)
低所得世帯の真に必要な支援が必要な子供に対する高等教育の負担軽減の実施に必要な経費。
※このほか令和3年度補正予算として、学生等の学びを継続するための緊急給付金を計上(675億円の内数)。

その他関係予算

- 高等学校等就学支援金交付金(内数) 4,114億円 (4,141億円)
- 高校生等奨学給付金(内数) 151億円 (159億円)
- 日本学生支援機構の奨学金事業(内数) ※貸与型無利子奨学金(一般会計)分 1,015億円 (1,036億円)
- 国費外国人留学生制度(内数) 184億円 (185億円)

※このほか令和3年度補正予算として、高等専修学校における感染症対策等支援経費を計上(305億円の内数)。

(注)四捨五入の関係で、係数は合計と一致しない。

令和3年度 私学スタッフセミナーの報告

私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、将来、学校経営を担う若手職員を対象に、学校法人経営や高等教育政策の諸課題についての広範な知識及び柔軟な思考力を修得し、大学改革に向けた意識を高めることを目的として、「私学スタッフセミナー」を開催しています。

今年度においても、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、定員規模を縮小しての開催となりました。

12月に開催された広島会場では、定員の3倍を超える応募があり、20法人20名が参加しました。なお、仙台会場については、3月に開催予定です。

このセミナーの特長は、次のとおりです。

- ① 4人1組のグループワークが中心
- ② 課題に取り組み、グループ発表を行う
- ③ 同世代の職員と語り合える
- ④ 基礎的な知識（私立大学等の現状、学校法人会計、財務分析等）を短期間に修得できる
- ⑤ 講師と率直な意見交換ができる

今回のグループワークは、「学校法人の中長期経営計画の作成」をテーマに、学校法人の現状を分析し、中長期経営計画を作成する実践力を養うことを目的としました。



グループ発表（広島会場）

グループワークでは、中長期経営計画の進捗や財務等の現状を基に、学校法人の経営者側の視点に立って経営・財務・教学等の幅広い知識を活用した多角的考察を行い、根拠に基づいた次期中長期経営計画を作成しました。計画の作成に当たっては、一職員の業務の視点だけに捉われず、大学が永続的に教育を続けられるよう広い視野で経営方針を立てることを意識して取り組みました。

最終日にはグループ発表として、作成した中長期経営計画を理事会で報告することを想定したプレゼンテーションを行いました。

◆私学スタッフセミナー（2泊3日合宿形式）

日程・場所： 令和3年12月15日(水)～17日(金) 広島ガーデンパレス
令和4年3月2日(水)～4日(金) 仙台ガーデンパレス(予定)
対象： 令和3年4月1日時点で、33歳以下かつ学校法人での勤続年数が3年以上の大学・短期大学又は高等専門学校職員
参加： 広島会場 20名
仙台会場 20名(予定)

○1日目

時間	内容等
13:00～	開会・アイスブレイク
14:20～	講演「私立大学等の現状について」 私学経営情報センター職員
14:50～	講演「学校法人会計基準」 私学経営情報センター職員
15:30～	講演「財務分析と中期計画の策定」 私学経営情報センター職員
16:40～	講演「大学職員の役割について」 〔広島〕木村太祐氏（学校法人修道学園 広島修道大学財務部財務課長） 〔仙台〕伊藤文明氏（学校法人東北学院 法人事務局財務部財務課長）(予定)
19:00	終了

○2日目

時間	内容等
9:10～	グループワークについての説明・グループワークⅠ（SWOT分析、発表）
13:00～	グループワークⅡ（重点課題の整理、中長期経営計画の作成）
19:00～	グループワークⅢ（発表準備）
20:00	終了

○3日目

時間	内容等
8:40～	グループ発表
11:10～	修了証書授与・表彰・講評・閉会
12:00	解散

セミナー終了後のアンケートでは、多くの参加者から「自らの意識改革の必要性や職員としての資質向上の大切さに気づいた」等の感想をいただきました。

以下、アンケートの回答の一部をご紹介します。

- ・他大学の職員と交流する機会がこれまでありませんでしたが、皆様知見も行動力もあり、刺激になりました。
- ・通常業務ではなかなか自分の守備範囲を超えた勉強をしないため、限界を自分で決めていたと気づきました。
- ・他大学の職員との意見交換では、自己にない新たな発想が多く、幅広い視野をもって、日々の業務に取り組

むべきだと感じました。

本セミナーが参加者にとって有意義であり、職員の役割について考える機会となったことが伝わります。

本事業団では、来年度においても引き続き職員の能力開発に貢献してまいります。

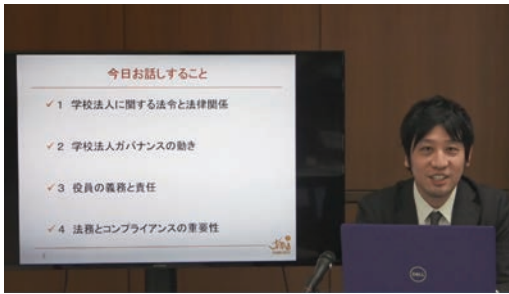
問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
☎ 03（3230）7849・7850
Eメール center@shigaku.go.jp

令和3年度 私学リーダーズセミナーの報告

私学経営情報センター 私学情報室

私学事業団では、18歳人口の急減など、私学を取り巻く環境が厳しさを増す中、改正私立学校法（令和2年4月1日施行）によって、学校法人の役員の責任が明確化され、その職務の重要性がますます高まっていることを踏まえ、大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人の役員のうち、新たに常勤の理事に就任された方を対象に、「私学リーダーズセミナー」を開催しました。

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、初めてオンラインによる開催方式を導入し、110法人121名が参加しました。



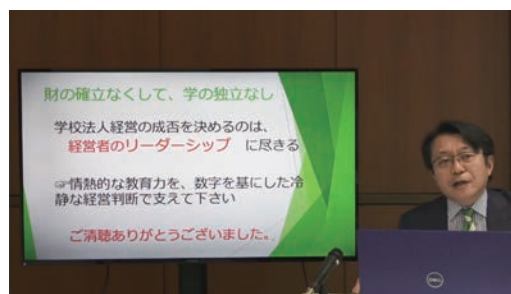
講演②

大河原氏による講演の様子

今回のセミナーでは、学校法人の理事に必要な知識を修得することを目的に、私学事業団職員、弁護士、公認会計士、社会保険労務士による講演を行いました。

まず、私学事業団職員の講演「私立大学等の現状について」では、学校法人を取り巻く経営環境の変化やこれからの私学経営について講演しました。次に、弁護士の大河原氏の講演「学校法人の役員に必要な法務の基礎知識」では、学校法人に関する法令と法律関係や学校法人のガバナンス等についての講演がありました。

続いて、公認会計士の高橋氏の講演



講演③

高橋氏による講演の様子

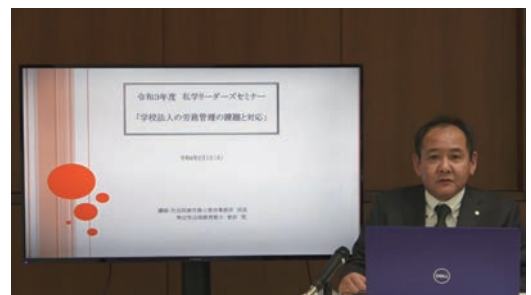
「学校法人役員がおさえる計算書類のポイント」―財の確立なくして、学の独立なし―では、学校法人の利益の見方やお金の見方等についての講演がありました。

最後に、社会保険労務士の曾田氏の講演「学校法人の労務管理の課題と対応」では、学校における働き方改革や労働時間等についての講演がありました。

セミナー終了後のアンケートでは、多くの参加者から「就任初年度の理事には意義のあるものだと思います」「来年度以降も開催してほしい」等の感想をいただきました。

以下、アンケートの回答の一部をご紹介します。

- 多くのデータから、私学を取り巻く概況が大変よく理解できた。
- 学校法人ガバナンス改革の資料・解



講演④

曾田氏による講演の様子

◆私学リーダーズセミナー

日程：令和4年2月1日（火）
場所：私学事業団講堂（オンライン開催）
対象：大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人の役員のうち、令和2年10月1日以降に常勤の理事に初めて就任した方
参加：110法人121名

時間	内容等
13:00～	開会挨拶 私学事業団 理事長 清家 篤
13:10～	講演①「私立大学等の現状について」 私学経営情報センター職員
13:50～	講演②「学校法人の役員に必要な法務の基礎知識」 大河原 遼平氏（TMI総合法律事務所 弁護士）
15:00～	講演③「学校法人役員がおさえる計算書類のポイント」 高橋 克典氏（新創監査法人 公認会計士）
16:10～	講演④「学校法人の労務管理の課題と対応」 曾田 究氏（社会保険労務士曾田事務所 所長）
17:10～	閉会挨拶 私学事業団 理事 小瀬 孝雄

説がわかり易く、よく理解できた。

・過去数年の決算書を見て、理事目らが課題を見出すことが大事だという考えに、共感しました。

・教職員の勤務形態や担う業務の範囲など、働き方改革についての簡潔かつ明瞭な説明が、良い参考になった。

本事業団では、大学・短期大学・高等専門学校改革の一助となるよう、来年度においても私学リーダーズセミナーなど、さまざまな取り組みを実施してまいります。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

私学経営情報センター 私学情報室

03（3230）7849・7850

Eメール center@shigaku.go.jp

令和4年度の掛金等の率

企画室

令和4年度の掛金等の率は、4年1月26日開催の共済運営委員会において了承され、表1のとおりとなりましたのでお知らせします。

短期給付等掛金率

短期給付分掛金率

現行の8.569%を据え置きます。

介護分掛金率

私学事業団が負担すべき介護納付金が前年度に比べて約10億7千万円減少します。このため、4年度の介護掛金率は、4月から現行の1.806%を0.044ポイント引き下げ、1.762%とします。

※介護分掛金率については、厚生労働省からの通知による諸係数を基に、本事業団が負担すべき介護納付金の額を算定し、その額を私学共済制度における介護保険第2号被保険者（40歳以上65歳未満の加入者）の当該年度の標準報酬月額及び標準賞与額の総額で除して求めることになっています。

退職等年金給付掛金率

現行の1.50%を据え置きます。
なお、7年3月までの間は、退職等

年金給付掛金の負担軽減を図るため、標準報酬月額等に対し0.3%に相当する額を職域年金経理から退職等年金給付勘定に繰り入れることとしました。このため、繰入率を差し引いた実行上の掛金率1.20%（1.50%－0.3%）をもって納付していただく掛金を算定します。

加入者保険料率（軽減保険料率）

元年度に、2年度～6年度の5年間の加入者保険料率（軽減保険料率）を設定しており、4年度の軽減後の保険料率（軽減保険料率）は、4月～8月が現行の15.681%、9月～5年3月が16.035%となります。

なお、4年度～6年度の加入者保険料率（軽減保険料率）は表2のとおりです。

子ども・子育て拠出金率

現行の0.36%に据え置かれる予定です。

正式に決定され次第、改めてお知らせします。

詳細は、通知文及び私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」をご覧ください。

表1 令和4年度の掛金等の率

①40歳以上65歳未満の加入者

() 内は改定前の掛金等の率 [単位：%]

区 分	短期給付等掛金率 ^{*2}				退職等年金 給付掛金率 ^{*3}	加入者保険料率 ^{*2} (軽減保険料率)	合 計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲 種加入者	8.569	0.250	1.762 (1.806)	10.581 (10.625)	1.20	15.681 [8月まで] 16.035 [9月から] (15.681)	27.462 [8月まで] 27.816 [9月から] (27.506)
乙 種加入者 ^{*1}	8.569	0.195	1.762 (1.806)	10.526 (10.570)	—	—	10.526 (10.570)
丙 種加入者	—	0.195	—	0.195	1.20	15.681 [8月まで] 16.035 [9月から] (15.681)	17.076 [8月まで] 17.430 [9月から] (17.076)
任意継続加入者	8.569	0.125	1.762 (1.806)	10.456 (10.500)	—	—	10.456 (10.500)

②40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者

[単位：%]

区 分	短期給付等掛金率 ^{*2}				退職等年金 給付掛金率 ^{*3}	加入者保険料率 ^{*2} (軽減保険料率)	合 計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲 種加入者	8.569	0.250	—	8.819	1.20	15.681 [8月まで] 16.035 [9月から]	25.700 [8月まで] 26.054 [9月から]
乙 種加入者 ^{*1}	8.569	0.195	—	8.764	—	—	8.764
丙 種加入者	—	0.195	—	0.195	1.20	15.681 [8月まで] 16.035 [9月から]	17.076 [8月まで] 17.430 [9月から]
任意継続加入者	8.569	0.125	—	8.694	—	—	8.694

※1 乙種加入者等は、短期給付のみ適用者（乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者）です。

※2 掛金等の率の改定時期については、短期給付等掛金率は4月、加入者保険料率（軽減保険料率）は9月となります。

※3 退職等年金給付掛金率（1.20%）は、納付していただく掛金を算定する際に用いる本来の掛金率1.50%から繰入率0.3%を差し引いた実行上の率を掲載しています。

注 都道府県補助金がある場合は、標準報酬月額にかかる加入者保険料に対し補助されます。標準賞与額にかかる加入者保険料に対しては補助されません。

表2 令和4年度以降の加入者保険料率（軽減保険料率）

[単位：％]

月 分	①加入者保険料率	②軽減幅	軽減保険料率 (①－②)
令和4年4月から令和4年8月までの月分	16.832	1.151	15.681
令和4年9月から令和5年3月までの月分		0.797	16.035
令和5年4月から令和5年8月までの月分	17.186	1.151	
令和5年9月から令和6年3月までの月分		0.797	16.389
令和6年4月から令和6年8月までの月分	17.540	1.151	
令和6年9月から令和7年3月までの月分		0.797	16.743

特定健康診査の結果データの提出期限と 特定保健指導の利用のお願い

福祉部 保健課

加入者の特定健康診査は、学校法人等が実施する定期健康診査の結果を私学事業団へ提出することにより、実施したものとなります。

令和3年度特定健康診査 (事業主健診等) 結果の提出期限

3年度の特定健康診査の結果データ(3年4月1日～4年3月31日受診分)の最終提出期限は、**4年5月13日**です。定期健康診査が終了した学校法人等は、提出期限にかかわらず速やかに結果を提出してください。

最終提出期限までに特定健康診査の結果データを提出しなかった場合は、当該年度の結果通知(健康情報冊子「Q U P i O Plus(クピオプラス)」や「特定保健指導利用券」を送付できませんので注意してください。

※学校法人等からの特定健康診査に関する記録の写し等のデータ提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条及び厚生労働省令(平成19年第157号)第14条に基づきます。

●**実施率の目標達成にご協力ください**
定期健康診査の結果を提出することは、国が定めた特定健康診査等の実施

率の目標達成につながります。目標を達成すると、生活習慣病の予防による医療費削減に寄与する他、後期高齢者支援金の負担軽減による短期給付分掛金率の抑制にもなります。

増大する医療費の適正化を図るため、特定健康診査等はさらなる実施率の向上が求められています。

3年度の加入者における目標実施率(私立学校教職員共済第三期特定健康診査等実施計画)である89・0%を達成できるよう、ご協力をお願いします。
※特定健康診査の結果提出の詳細は、私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼福祉事業関係▼特定健康診査・特定保健指導をご覧ください。

3年度特定保健指導利用券の有効期限

3年度の特定保健指導利用券の有効期限は、**4年7月31日**です。有効期限内に初回面談を受けるよう、対象者への利用勧奨をお願いします。

なお、退職等で加入者資格を喪失した場合、利用券の有効期限にかかわらず、その時点で特定保健指導は中止となります。ただし、任意継続加入者に

なる場合は、特定保健指導を継続することができます。

資格喪失後も特定保健指導の継続を希望する場合、喪失後の費用は自己負担となりますので注意してください。

「学校訪問型特定保健指導」をご利用ください

特定保健指導を受けるには、本事業団が契約を締結している医療機関等に、加入者自身が予約し出向く必要があります。医療機関等の休診日が加入者の休日と重なると、特定保健指導の利用が難しくなります。

本事業団では、対象者の利便性を図るべく「学校訪問型特定保健指導」を実施しています。専門スタッフを学校へ派遣し、空き教室等を使用することで、授業の合間に指導を受けられるため、利用している学校法人等からは大変好評です。

多忙な教職員の健康づくりの一環として、ぜひ利用を検討してください。
希望する学校法人等は、委託先である次の特定保健指導機関へ直接連絡してください。

●問い合わせ先

SOMPOヘルスサポート(株)

☎03(5209)8553

担当 平尾、根本、松村

受付時間(平日) 10時～12時

14時～17時

採用時の手続き

— 資格・短期給付・貯金事業・貸付事業 —

加入者の資格取得 資格課

教職員を採用したときは、採用日から10日以内に「資格取得報告書DL」を提出してください。採用した教職員が後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上）でも資格取得の報告は必要です。

なお、4月1日採用予定者は、事前受付（私学共済ホームページ又は本誌2月号参照）を利用してください。

提出する書類

①「資格取得報告書DL」

新規資格取得

初めて私立学校の教職員として採用された人

②継続資格取得

前任校を退職した日又はその翌日に後任校で教職員として採用された人

③再資格取得

過去に私学共済の加入者であった人で、再び加入者となる人や、私学共済の任意継続加入者であった人で、引き続き私立学校の教職員として採用された人
※同一法人で複数の学校を有する場合

は、必ず所属する（実際に勤務する）

学校記号番号で「資格取得報告書DL」を作成し提出してください。

電子媒体（CD・R又はUSBメモ

リ）による報告ができます。私学共済ホームページ「事務担当者用ページ」▼資格関係」で電子媒体作成機能をダウンロードして電子媒体を作成し、出力される送付状とともに提出してください。

②「所属学校等変更報告書DL」

同一法人内で別の学校に異動になった人は、必ず後任校から「所属学校等変更報告書DL」を提出してください。

③「資格取得報告書DL」記入上の注意

①マイナンバー欄

学校法人等で本人確認（加入者のマイナンバー確認と身元（実在）確認）を行ってからマイナンバーを正確に転記してください。

注 マイナンバーにかかる確認書類は添付しないでください。

②基礎年金番号欄

基礎年金番号は、年金手帳や基礎年金番号通知書等から正確に転記してください。基礎年金番号がわからないときは、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

20歳未満の人や来日直後の外国人で基礎年金番号を持っていないときは、基礎年金番号欄の「2. 無」を○で囲み、必ず理由を記入してください。

(3)住所欄

マイナンバーを正しく登録するため住民票の住所を記入してください。漢字住所欄は都道府県名を含め、35字以内で記入してください。

フリガナは忘れずに記入してください。「・」「&」等の記号や「I」「II」等のローマ数字及びアルファベットは使用できません。

(4)加入者氏名欄

登録誤りを防ぐために、名前を記入する際は明瞭に記入してください。

・フリガナ欄・漢字欄→16字以内とし、氏と名の区切りに1か所スペースを入れます（ミドルネーム等がある場合でも区切りは1か所のみ）。

・フリガナ欄→カタカナで、濁点や半濁点も一字で記入します。アルファベットは登録できません。また、小さいカタカナ文字（「ジョン」の「ヨ」等）は、大きいカタカナ文字で登録されますので、ご了承ください。
・漢字欄→アルファベットを使用する場合は、大文字のみとなります。

被扶養者の認定 資格課

被扶養者の認定申請をするときは、「被扶養者認定申請書」と添付書類を資格取得日から必ず30日以内に提出してください。

30日を過ぎた場合は、申請を私学事業団で受理した日が被扶養者の認定日となります。

①「被扶養者認定申請書提出時」の注意

(1)期日までに添付書類が整わない場合「被扶養者認定申請書」のみを30日以内に提出してください。申請書の受付後に返送しますので、速やかに添付書類を整えて、一括して再提出してください。

注 申請書が返送される前に添付書類のみを別送しないでください。処理の遅れや誤りにつながるため、添付書類は返送することがあります。

(2)加入者番号の決定前に提出する場合学校記号番号までを必ず記入してください。

(3)継続資格取得や所属学校変更の場合被扶養者に変更がなければ継続して認定しますので、申請は不要です。

注 前任校が丙種校（年金のみ適用校）の場合や再資格取得の場合は申請が必要です。任意継続加入者からの再資格取得は、11頁(2)を参照してください。

②被扶養者認定申請書の添付書類

(1)新規資格取得や再資格取得の場合

加入者との続柄を確認する書類（戸籍謄本等）や収入を確認する書類など、扶養の事実を確認する書類を添付してください。

被扶養者の年齢や続柄、収入の有無や種類等により、認定に必要な添付書類が異なります。詳細は、私学共済ホームページ又は「事務の手引」103頁125頁を参照してください。

(2)任意継続加入者が再資格取得し、任意継続期間に認定されていた被扶養者を引き続き申請する場合

「被扶養者認定申請書」の余白に任意継続加入者であったときの加入者番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすること添付書類を省略できます。

(3)他の健康保険制度(国民健康保険を除きます)から引き続き資格取得する場合

①配偶者と子の認定申請に限り、前の健康保険制度で認定されていた場合、続柄や収入確認のための添付書類を健康保険証等の写し又は資格証明書原本(続柄、生年月日が確認できるもの)に代えることができます。

②子のみを認定申請する場合で、学校法人等から扶養手当が支給されないときは、①の他に加入者と配偶者の収入を比較する書類が必要です。

具体的には、加入者の年収見込証明書(「被扶養者認定申請書」の加入者の年間所得推計額欄への記入)と、配偶者の年収見込証明書又は前年の源泉徴収票の写しを添付してください。

なお、死亡・離婚等により配偶者がいない場合は、加入者及び子の戸籍謄本が必要です。

国民年金第3号被保険者の届け出

65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」を同時に提出してください。

加入者証等が届く前に 保険診療を受けるとき

資格課、短期給付課

加入者番号が決定している場合又は被扶養者の認定が確定している場合

加入者証等が届くまでの間、学校法人等代表者が加入者に「療養資格証明書」を交付することができます(私学共済ホームページ又は「事務の手引」63～64頁参照)。ただし、加入者番号や被扶養者認定日が確定しないと交付することはできません。発行前に必ず本事業団に確認し、無資格診療にならないよう注意してください。

加入者番号等が未決定の場合

医療機関等の窓口で、一旦医療費を全額自己負担し、加入者番号等が決定した後、一部負担金(原則3割)以外の保険診療分を、療養費・家族療養費として請求できます。「療養費・家族療養費等請求書」に医療機関等の証明を受けた「診療報酬領収済証明書」(注)を添付して本事業団に提出してください。

注「領収書」の原本と「診療報酬明細書(レセプト)」の写しでも可

継続資格取得者の福祉事業

貯金貸付課

積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に一時留保(中断)となります。新たな加入者番号

が決まり次第「積立復活届書」を提出することで、積み立てを再開できます。(私学共済ホームページ又は「事務の手引」796～798頁参照)。

積立共済年金・共済定期保険

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となるため手続きは不要です。なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

貸付け

(1)一般、教育、結婚、災害、医療・介護貸付
住宅貸付以外の貸付けを利用している人が継続資格取得したときは、後任校から「異動報告書」を提出すること、引き続き定期償還ができます。

ただし、前任校で退職手当等が支給されたときは、任意償還を勧めてください。

(2)住宅貸付

住宅貸付を利用している人に前任校から退職手当等が支給されるときは、継続資格取得をしても、前任校で即時償還しなければなりません。

なお、退職手当等で全額償還できないなどの場合、次のとおり手続きをしてください。

①前任校の手続き

退職手当等の額が即時償還額より少ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明書」(任意書式)を提出してください。本事業団から支給額に応じた即時償還額の通知等を送付しますので、退職手当等から償還額を控除して学校法人等が払い込んでください。

また、事情により退職手当等が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」(任意書式)を提出してください。

②後任校の手続き

次の書類を提出してください。

・「異動報告書」

・「退職手当引当承諾書」

・「団体信用生命保険申込書兼告知書(だんしん告知書)」(団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合)

「異動報告書」の受付後、即時償還を取り消して定期償還を継続する旨を通知します。

前任校が「資格喪失報告書」を事前受付で3月上旬までに提出した場合は、4月分の定期償還の「払込取扱票」を個別に作成し送付しますので、借受人から償還額を預かり、後任校が払い込んでください。

なお、借受人には、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、説明してください。

詳細は、私学共済ホームページ又は「事務の手引」964～966頁を参照してください。

年金の時効に注意しましょう

年金請求の時効は5年です

年金部

年金を受ける権利は、請求手続きをしないまま受給権が発生した日の翌日から5年を経過すると、原則として時効により消滅します。

年金請求が5年を経過してからになつてしまった場合は、時効完成前(5年以内)に請求手続きができなかった理由を書いた申立書を年金請求書に添付していただきます。申立書の内容を

審査し、やむを得ない理由であったことが認められた場合は、年金の決定を行う取り扱いとなっています。

ただし、この場合でも、年金の支払いは請求時点から5年間しか遡ることができません。年金の受給権を時効により消滅させないためにも、請求時期を確認し、時効完成前に請求手続きをしてください。

無効の加入者証等の回収と返納のお願い

業務部 資格課

加入者には「加入者証」を、被扶養者には「加入者被扶養者証」(以下「加入者証等」といいます)を一人1枚ずつ交付しています。

加入者が退職したときや被扶養者の取り消しをしたときは、すでに交付している加入者証等は無効となります。無効となった加入者証等は必ず私学事業団に返納してください。

無効となった加入者証等を使用して保険診療等を受けると、後日、医療費等を返還することになりますので、注意してください。

●加入者証等の返納

本事業団では、加入者証等の回収記録を個別に管理し、返納事由(注参照)に該当したときは回収が確認されるまで督促を行い、回収強化に努めています。紛失等により加入者証等が返納できない場合は、「加入者証等返納不能届書」を本事業団に提出してください。

加入者証等の返納(又は返納不能届)が一定期間確認できない場合は、学校法人等に対して「加入者証等回収調査票」を送付しますので、記入して返送してください。

注 加入者証等を返納する主な事由

①加入者が退職(資格喪失)したとき

②所属学校を変更したとき

③氏名を変更・訂正したときや生年月日・性別を訂正したとき

④被扶養者の取り消しをしたとき

⑤後期高齢者医療制度に該当したとき

・75歳に到達したとき

・65歳以上75歳未満で、一定の障害状態にあると広域連合に認定されたとき

●任意継続加入者証等の返納

任意継続加入者期間が終了したときや、注③⑤の事由に該当したときなど、無効となった「任意継続加入者証」及び「任意継続加入者被扶養者証」は必ず本事業団に返納するよう退職時に案内してください。

日本年金機構が発行する年金手帳の廃止

業務部 資格課

令和4年4月から、日本年金機構が発行する「年金手帳」の新規発行が廃止されます。ただし、すでに発行を受けている「年金手帳」は基礎年金番号を確認するものとして、引き続き使用できます。

「資格取得報告書」や「被扶養者認定申請書」に記入する加入者や配偶者の基礎年金番号は、「年金手帳」や「基礎年金番号通知書」で確認のうえ誤りのないようお願いします(写しの添付は不要です)。

〔参考〕老齢・退職の年金の受給要件

●老齢厚生年金の受給要件

平成27年10月以降において①～③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。ただし平成27年9月までに退職共済年金の受給権が発生する場合は除きます。

	特別支給	本来支給
①	支給開始年齢(※1)に達していること	65歳に達していること
②	厚生年金(私学、一般及び公務員)の加入期間の合計が1年以上あること	1か月以上の厚生年金(私学共済)の加入期間があること
③	受給資格期間を満たしていること(※2)	

●退職共済年金の受給要件

平成27年9月以前において①～③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。

	特別支給	本来支給
①	支給開始年齢(※1)に達していること	65歳に達していること
②	私学共済の加入者期間が1年以上あること	私学共済の加入者期間が1か月以上(在職中の場合は1年以上)あること
③	受給資格期間を満たしていること(※2)	

※1 支給開始年齢(特別支給)

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後(特別支給はありません)	65歳

※2 老齢・退職の年金を受けるために必要な受給資格期間は、平成29年8月に、原則25年から10年に短縮されました。

●退職年金(新3階年金)の受給要件

平成27年10月以降の加入者期間を有している人が、次の①～③の要件をすべて満たした時点で受給権が発生します。

①	65歳以上であること
②	引き続き私学共済制度の加入者期間が1年以上あること
③	退職していること(70歳みなし退職を含みます)

共済定期保険前期募集のご案内(学校加入コース)

福祉部 貯金・貸付課

共済定期保険の学校加入コースは、学校法人等の福利厚生制度として活用できるお勧めの制度です。ぜひ加入を検討してください。

学校加入コースとは

学校法人等に所属する加入者が、業務中、業務外を問わず病気や不慮の事故による死亡又は高度障害となった場合に備え、24時間保障する制度です。学校法人等が保険料を負担し、死亡保険金は弔慰金・死亡退職金等として加入者の遺族に、高度障害保険金は加入者本人へ直接支払われます。

保険料

- ・原則として全額損金として処理できます。
- ・個人加入のコースである「家族年金コース」と同一契約で行われるため、スケールメリットが得られます。
- ・収支決算を1年ごとに行い、剰余金が生じた場合は、配当金を登録口座へ振り込みます(令和2年度配当率約45・35%)。
- ・1年更新の団体保険であるため、毎

年保険料及び保障額を見直すことができます。

保障額

- ・10万円から300万円の10種類の中から選択できます。
- ・全員一律又は勤務年数や年齢等により、加入者別に保障額を設定することができます。

加入申込審査

医師等による審査はなく、加入資格(告知内容)に該当すれば申し込みができ、申し出のない限り自動更新となります。

加入申込期間

令和4年10月1日加入分の申し込み期間(前期募集)は、4年6月1日(30日)です。
※制度の詳細は、私学共済ホームページ(福祉事業)・積立共済年金制度・共済定期保険事業)又は4年5月下旬に発送する前期募集パンフレットをご覧ください。

ガーデンパレス共済業務課のご案内

広報相談センター 相談班

相談業務

共済業務にかかる各種相談、年金の試算及び証明書の交付などは、共済事業本部の他、ガーデンパレス(東京・京都を除きます)の共済業務課でも行っています。

受付時間

月～金曜日 9時～17時15分
(年末年始及び祝日を除きます)

※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

様式用紙等の請求方法

様式用紙等は、私学共済ホームページ(様式用紙等のダウンロード)から内容(分類)別又は用紙名(五十音順)で検索し、ダウンロードすることができま

す。また、一部のダウンロードできない用紙は、ホームページに掲載しているFAX請求用フォーム又は任意の用紙に次の①～⑦を記入し、FAX又は郵送で請求してください。

- ① 学校名
- ② 学校記号番号
- ③ 郵便番号・送付先住所

- ④ 連絡先電話番号
 - ⑤ 担当者名
 - ⑥ 用紙名(様式番号は不要)
 - ⑦ 必要枚数
- 様式用紙等は変更となる場合があります。その都度、必要枚数を請求してください。

照 会 先		電 話 番 号	様式用紙等の 請求専用FAX番号
共済業務課(直通)	札幌ガーデンパレス	☎ 011(222)6234	011(222)6311
	仙台ガーデンパレス	☎ 022(299)6231	022(299)6296
	名古屋ガーデンパレス	☎ 052(957)1388	052(957)1387
	大阪ガーデンパレス	☎ 06(6393)9701	06(6393)9728
	広島ガーデンパレス	☎ 082(262)1134	082(262)1134
	福岡ガーデンパレス	☎ 092(752)0651	092(713)3581
共済事業本部(代表)		☎ 03(3813)5321	
広報相談センター相談班			03(3813)1081

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

令和4年3月1日から、3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届け出の事前受付を実施しています。加入者証等は処理（決定）後に順次発送します。ただし、**継続資格取得者については、前任校の資格喪失が確認できるまで保留となります。**

決定日：受け付けから8～10日後の火・金曜日

加入者証等の発送：決定日から3日後

- 書類提出から約2週間は、処理状況に関する照会を控えてくださるよう、ご理解とご協力をお願いします。
- 3月中に加入者証等が学校法人等に届いた場合でも、4月1日以後に該当者へ渡してください。また、任意継続加入者証等は、申出書記載の加入者住所宛てに送付します。3月中に届いた場合も4月1日から使用するようご案内ください。
- 例年、取得時報酬の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。事前受付で処理した内容を訂正できるのは4月1日以後となります。
- 詳しくは、私学共済ホームページ〔きょうさいトピックス〕又は本誌2月号をご覧ください。

【業務部 資格課】

資格喪失を事前受付で報告したときの
貸付金の償還

事前受付で3月上旬までに資格喪失を確認したとき、定期償還は3月分までとなります。その後に資格喪失を確認したときは、4月分以後の定期償還も発生します。

【福祉部 貯金・貸付課】

共済定期保険の配当金の送金

令和3年度配当金は、3年10月1日現在の共済定期保険加入者を対象とし、6月下旬に送金の予定です。現在届け出ている指定金融機関（保険料振替口座）の口座解約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合は、4月8日（金）までに「共済定期保険事業 振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。期限までに変更申出書の提出がないと、配当金の送金が遅れる場合がありますので、速やかに届け出てください。

【福祉部 貯金・貸付課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話がつながりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑しており、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。ガーデンパレス共済業務課も併せて利用してください。

特定健康診査受診券の有効期限は
3月31日まで

令和3年6月に学校法人等から加入者に配付した被扶養者の「特定健康診査受診券」の有効期限は、**4年3月31日（木）**です。被扶養者の健康管理のため、被扶養者へ受診勧奨するよう、加入者に周知してください。

私学共済ホームページ〔福祉事業 ▶ 特定健康診査・特定保健指導 ▶ 特定健診・保健指導機関（病院）一覧〕に特定健診指定機関（病院）一覧を掲載していますので利用してください。

【福祉部 保健課】

令和4年度の任意継続加入者にかかる
標準報酬月額の上限額

令和4年4月からの任意継続加入者にかかる標準報酬月額の上限額は、380,000円となります。

なお、4年度の「任意継続掛金早見表」は3月上旬に送付する予定です。

【業務部 資格課、掛金課】

3月の共済業務スケジュール

1日(火)	資格 事前受付開始
2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 2月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限（必着）
15日(火)	貸付 4月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
22日(火)	貯金 送金 貸付 送金
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(月)	掛金等 2月調定分口座振替（自振校のみ） 貸付 3月分定期償還口座振替（自振校のみ）
31日(木)	掛金等 2月調定分納期限 貸付 4月22日送金申し込み締め切り

4月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 3月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限（必着）
15日(金)	貸付 5月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

「月報私学」ホームページ掲載のご案内

私学事業団では、刊行物「月報私学」をホームページに掲載しています（PDF形式）。

毎月各学校等へ送付していますが、部数に限りがありますので、ぜひホームページも活用してください。

■ 私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕

■ 原則毎月1日更新

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務貸付金残高証明書の発行

貸付残高のある全学校法人に対し、令和4年3月31日現在の貸付金残高証明書1部を4月下旬から5月上旬に送付する予定です。発行願を提出する必要はありません。

ただし、以下の①又は②に該当する場合は、学校法人番号・法人名・使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、契約証書に使用した理事長印を押印した「残高証明書の発行願」（A4判任意様式）と「返信用封筒（長3定型で切手を貼付したもの）」を同封のうえ、提出してください。

- ① 年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合
- ② 年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、3年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

●会計監査人への残高証明書の発行

会計監査人宛ての残高証明書は、私学事業団から直接監査人に発行します。必要とされる学校法人は、残高証明書発行願に当たる「確認依頼状」（公認会計士協会所定様式）と送付先の監査人の住所・名称（氏名）を明記した「返信用封筒（表書に『学校法人〇〇学園監査資料』・『学校法人番号』を併記し、切手を貼付したもの）」を提出してください。返信用封筒サイズは長3定型でお願いします。

なお、発行時期は5月上旬となりますので、ご了承ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7873

Eメール yushi@shigaku.go.jp

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和4年3月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び令和4年2月下旬に送付した「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、延滞金が発生しますので注意してください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7873

Eメール yushi@shigaku.go.jp

令和3年度版『今日の私学財政（大学・短期大学編）』及び『今日の私学財政（高等学校・中学校・小学校編）』を送付しました

令和3年度学校法人基礎調査にご協力いただいた学校法人に、令和3年度版『今日の私学財政』（CD-ROM）を以下のとおり送付しました。

大学・短期大学編

令和4年2月末

高等学校・中学校・小学校編

令和4年2月中旬

財務分析など学校経営の参考としてご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
札幌カーテンパレス

〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目 ☎011(261)5311(代表)
JR「札幌」駅南口から徒歩7分。地下鉄「大通」駅から徒歩5分。札幌駅前通地下歩行空間6番・8番出口から徒歩3分 <https://www.hotelgp-sapporo.com>

札幌旅ストーリー

春の訪れが遅い札幌では、3月に入ってからでもワカサギ釣りやスキーを楽しめ、熱々の石狩鍋や三平汁、ごっこ汁が冷えた体にしみわたります。まだまだ冬を満喫できる「北の大地」へ遊びにきませんか。

1泊朝食付(2名1室/1名様)

5,250円～

取扱期間：令和4年3月1日～5月31日

特典：12時チェックイン・12時チェックアウト(最大24時間ステイ)、10階以上、北海道庁向きのお部屋、道内の温泉の入浴剤付、未就学児の添い寝無料



石狩鍋 (イメージ)

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

幼稚園・認定こども園に対する 融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環境整備を後押しするため、令和4年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする私学事業団の融資について、融資条件が一部優遇されます。

☆ 融資率の優遇

園舎等の建築、土地購入 事業費の80%以内 → **95%以内**
園舎等の改修 事業費の75%以内 → **95%以内**

☆ 資産査定額の優遇

(直近決算の)純資産の部合計額 × 30%
→ (直近決算の)純資産の部合計額 × **40%**

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧ください。融資部融資課までお問い合わせください。
※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

■ 主な事業と融資金利 (令和4年2月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 0.90	年% 0.60	年% 0.35	年% 0.405
寄宿舎などの建築・用地取得	1.00	0.70	0.45	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.35	(5.5年以内) 0.305

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。また、木造建築については、対象となりません。
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862～7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp

○国税庁からの「消費税の適格請求書保存方式(インボイス制度)」のお知らせ

事業者の方へ/

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中!

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください!!



☑ 「e-Taxソフト(WEB版)」, 「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。

☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行ってまいります。



説明会サイトへ

●インボイス制度に関する一般的な相談は、軽減インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00～17:00(土日祝除く)

インボイス制度について詳しくお知らせになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



特設サイトへ